



特別活動(学校行事)で①

今年の文化祭で、演劇部が木下順二作「夕鶴」を上演しようと考えています。

学校行事のような非営利の催しで、観客から観覧料を取らず、演劇部員に出演料が払われないような場合には、脚本の上演について作者(著作権者)の了解を得る必要はないんだよ。



じゃあ、この際、少しコミカルな平成版のお芝居にアレンジしちゃっていいですか？



教師のための解説

非営利・無料・無報酬の三つの要件を満たす場合には、脚本家から上演の了解を得る必要はありません。

しかし、それは脚本をそのまま演じる場合についてです。たとえば悲劇を喜劇に変えるような、作者の意図に反する改変の場合には脚本家の了解を得ることが必要になります。場合によっては作者の人格を傷つけることにもなりかねないので注意しましょう。

脚本の上演のほか、文化祭や音楽発表会で、ブラスバンド部の演奏や各クラスの合唱により音楽の演奏を行う場合でも、非営利・無料・無報酬であれば作者から演奏の了解を得る必要はありません。

芸術を鑑賞する機会に、作者の権利について考えてみましょう。

時代を経ても親しまれるいい作品は、作者の思いを考えながら大切に使いたいものですね。

